

高額医療・高額介護合算療養費制度が始まりました

医療と介護の自己負担を合算して
負担を軽減できるようになりました

申請受付は平成21年8月から

医療保険と介護保険では、かかった医療費や介護費用について、1カ月ごとの自己負担限度額が決められており、自己負担が限度額を超えた場合、医療保険では「高額療養費」として、介護保険では「高額介護サービス費」として、それぞれ払い戻しを受けることができます。

そして、平成20年4月からは、高額医療・高額介護合算療養費制度が創設され、新たに医療費と介護費用の自己負担額（「高額療養費」や「高額介護サービス費」の払い戻しを受けた場合は、残りの自己負担額）を合算した額について、1年間の自己負担限度額が設けられました。自己負担が限度額を超えた場合、被保険者が申請し

て認められれば、限度額を超えた自己負担額の比率に応じて、医療保険からは「高額介護合算療養費」として、介護保険からは「高額医療合算介護療養費」として、両制度から払い戻しを受けることができます。

なお、新制度では、個人単位ではなく、医療保険の世帯単位で合算ができますが、健康保険に加入している人と、後期高齢者医療制度など、ほかの制度に加入している人との合算はできません。また、従来の高額療養費と同様に、入院時の食事や居住にかかる標準負担額や、差額ベッド代などの保険外の療養費については、対象になりません。

合算対象期間

毎年8月1日～翌年7月31日

※制度開始初年度である今年に限り、平成20年4月1日～平成21年7月31日の16カ月。ただし、12カ月（平成20年8月1日～平成21年7月31日）で算出した方が支給額が多くなる場合は、その額が支給されます。

自己負担限度額

() 内の金額は平成20年4月～平成21年7月までの16カ月合算の場合の限度額

	70～74歳のみの世帯	70歳未満を含む世帯
現役並み所得者 上位所得者	67万円 (89万円)	126万円 (168万円)
一般	62万円* (75万円)	67万円 (89万円)

※低所得者には、より低額の自己負担限度額が設定されています。

※70～74歳の「一般」の医療費の自己負担割合引き上げが凍結されていることに伴い、今年の自己負担限度額は「56万円」となっています。

申請手続きの流れ

